



第4章

みどりに関する
施策

第4章 みどりに関する施策



4-1 施策の体系

はじめに、本計画におけるみどりに関する施策の全体像をみます。図4-1に施策の体系を示します。

基本理念である「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」及び三つの基本方針「ふるさとの豊かなみどりを守る」「まちなかに潤いあるみどりを創る」「生命を育むみどりと親しむ」に基づき設定したみどりの将来像を実現するために、みどりに関する施策を体系化しました。

体系化にあたっては、27の基本施策を内容により、「1 田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する」、「2 起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する」、「3 公園・広場を親しみのある場として管理し、活用する」、「4 みどりと調和したまちづくりを推進する」の四つの柱のもとに分類しました（図4-1）。



4-2 基本施策

続いて、施策の柱ごとに本計画におけるみどりに関する基本施策の内容を掲載します。



みどりのまちづくりの方向性と目標

【基本理念】

いのち
生命を育む豊かなみどりを
未来へつなぐ
まちづくり

【基本方針】

ふるさとの
豊かなみどり
を守る

まちなかに
潤いあるみどり
を創る

いのち
生命を育む
みどりと親しむ

【東松山市みどりの将来像】

図4－1 施策の体系

みどりに関する施策

施策の柱	基本施策
1 田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する	1-1 親水空間の整備 1-2 水辺環境の保全 1-3 農地の保全 1-4 農地の活用 1-5 農業の推進 1-6 ホタルの自生地の保全
2 起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する	2-1 樹林地・樹木を保全する仕組みづくり 2-2 市民の森の活用 2-3 樹林地の恵みの活用 2-4 史跡と一体の保全 2-5 樹林地を管理する人材の育成
3 公園・広場を親しみのある場として整備し、活用する	3-1 都市公園の安全性向上 3-2 地域の実情に応じた都市公園整備 3-3 都市公園の魅力向上 3-4 子供広場の充実
4 みどりと調和したまちづくりを推進する	4-1 ウォーキングコース沿いの景観づくり 4-2 花いっぱい運動の更なる推進 4-3 街路樹などの植樹 4-4 民有地の緑化の推進 4-5 生産緑地の活用 4-6 公共施設の緑化の推進 4-7 市民団体などへの支援の推進 4-8 みどりを活用した環境学習の推進 4-9 緑豊かな環境まちづくり基金の活用 4-10 みどりの情報の市民への周知

: リーディングプロジェクト関連

1 田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する

水辺のみどりは、自然災害防止のための保水・遊水機能をもち、また、景観形成におけるシンボルの場として、その役割が期待されています。

今後は、多自然川づくりの推進や、水辺空間の保全・整備と市民の意識啓発を進めていく必要があります。

また、農地のみどりは、優れた農林業地として環境保全機能をもつ一方、農地を活用した市民農園は、市民の日常生活におけるレクリエーションの場としての機能があります。

今後は、担い手による農地の適正な維持・管理と併せて生産物を活用した特産品の開発などにより、農地の保全をバックアップします。

基本施策

1-1 親水空間の整備

都幾川に架かる鞍掛橋や稻荷橋周辺において、清らかな流れを活用した自然体験及びレクリエーションの場として整備を行い、利活用を図っていきます。



都幾川に架かる鞍掛橋

1-2 水辺環境の保全

河川の水辺環境の保全を図るため、市野川や新江川などの河川の改修の際には、自然環境に配慮した多自然川づくりを推進します。

また、地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、より良い川づくり・地域づくりを目指し、地域住民・団体・企業・行政の協働により実施されているイベント「ふれあい市野川クリーンアップ作戦」に積極的に協力していきます。



ふれあい市野川クリーンアップ作戦

1-3 農地の保全

農用地区域をはじめとする優良農地では、良好な営農環境の保全に努めます。

また、耕作放棄地においては、農地所有者に、大規模農家や新規就農対象者など意欲の高い農業者への農地の利用集積を見据えて、埼玉県農林公社との貸借を促し、解消を図ります。

併せて、農地の持つ多面的機能を維持・保全するため、多面的機能支払交付金による農業者団体への支援を行います。



農用地区域（唐子地区）

1-4 農地の活用

耕作放棄地対策として設置した市民農園の運営を支援し、農地の積極的な活用を図ります。

また、農業体験・研修などの場として整備した農林公園の年間を通して利活用を推進し、本市の農業振興を図ります。



農林公園

1-5 農業の推進

戦略作物として位置付けている白いとうもろこしやキャベツ、特産の梨や栗（ぼろたん^{*}など）の栽培を支援し、農家の収益力向上を図ります。

また、農業塾や就農相談会の開催による新規就農者の育成・確保や、東松山農産物直売所「いなほてらす」での地産地消を推進し、農業振興を図ります。



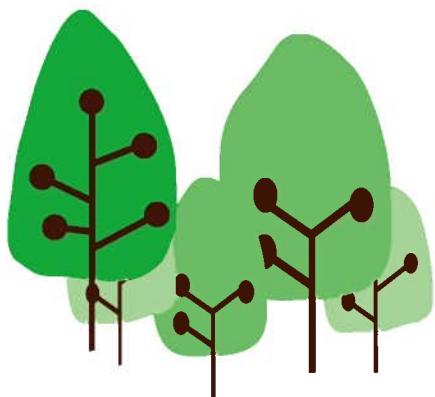
ぼろたん農園

1-6 ホタルの自生地の保全

本市には、上唐子や新屋敷ホタルの里をはじめ、ホタルの自生地が数多く確認されています。上唐子や新屋敷ホタルの里では、地域住民が主体的にホタルの保全活動を行っていますが、それらを継続して支援するとともに、他の自生地においても保全が図られるような施策を検討します。



上唐子ホタルの里



*ぼろたん (P79)

2 起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する

樹林地（里山・雑木林ほか）、樹木のみどりは、生物多様性における中核地区・拠点地区としての役割や、レクリエーション機能における身近な自然とのふれあいの場として市民に親しまれています。

今後は、市民緑地制度※などの活用により、自治会や市民団体との協働を図りながら、維持管理を行っていきます。

また、鎮守の杜の維持管理や斜面樹林、屋敷林についても、伐採時の木材の利活用の検討も含め、生物多様性の確保に配慮したみどりの保全活用を支援していきます。

基本施策

2-1 樹林地・樹木を守る仕組みづくり

丘陵地に広がる里山をはじめ、市街地に残る鎮守の杜、斜面樹林、古くからの大木、屋敷林などの樹林・樹木や、市街化区域周辺の白地地域※に点在する樹林地は、本市の特徴あるみどりの一つです。稀少種であるオオタカや生物多様性の保全を図るためにも、これらの樹林地・樹木の保全施策を検討します。

また、都市緑地法に基づく市民緑地制度や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく市民管理協定制度※の活用の啓発を推進します。



里山（鞍掛山）

2-2 市民の森の活用

市民の森は本市の南西部に位置し、散策休養施設として園路、あずまやがあり、武蔵野の雑木林がそのまま残されている広い緑地ですが、市民や観光客に十分周知されているとは言えません。そこで、平成26年に案内板等の設置、パンフレットの作成を行い、平成27年にバイオマストトイレを設置し、魅力の向上と情報発信に努めています。

また、本市と企業、市民団体などとの間で締結されている市民の森の保全管理協定に基づき、企業や市民団体などが市民の森で開催するみどりに関するイベントなどを支援します。



市民の森

※間伐材（P74）

2-3 樹林地の恵みの活用

樹林地の間伐などの維持管理で生じた間伐材^{*}について、木材粉碎機を使用してチップ化したうえで公園の園路に敷くなど有効活用を推進します。

また、同様に維持管理で発生する落ち葉を集め、イベントを通じて活用を図っていきます。

これらの活動を通じて、環境保全活動に対する市民意識の醸成を図ります。



間伐材、剪定枝のチップ化作業

2-4 史跡と一体の保全

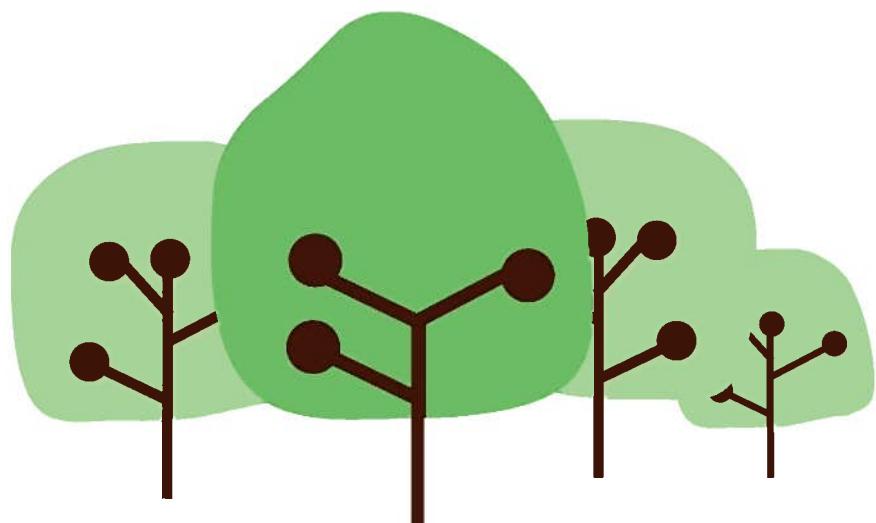
大谷瓦窯跡周辺の樹林地の里山的な保全をはじめとして、市内にある史跡・天然記念物において、緑地としての保全を継続して図ります。



大谷瓦窯跡

2-5 樹林地を管理する人材の育成

森林環境基金などを活用して里山・雑木林などの樹林地を管理する人材育成を検討します。



*市民緑地制度（P76）※白地地域（P76）※市民管理協定制度（P76）

3 公園・広場を親しみのある場として整備し、活用する

公園・広場のみどりは、日常生活におけるレクリエーションの場や子どもの健全な育成の場としての役割とともに、都市環境の維持改善、災害時活用、観光振興などの効果が期待されています。

今後は、公園などの適切な維持管理及び運営を計画的に実施するとともに、多様なストック効果*を維持・向上させるため、既存施設の機能拡充や再編、民間活力の導入などを継続的に進めます。

また、市民や自治会などとの協働による公園の維持管理の推進を図ります。

基本施策

3-1 都市公園の安全性向上

都市公園において、指定管理者*による適切な維持管理・運営を継続して実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕や更新を実施します。特に、遊具の持つハザード*については、各レベルに応じた速やかな解消に努めます。

また、公園の新設や改修の際に、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*や子育てバリアフリー*の導入に努めるとともに、災害発生時に機能する施設として、太陽光式照明灯などを設置し、安全性の向上を図ります。



さくら坂公園（遊具）

3-2 地域の実情に応じた都市公園整備

地域の身近な公園は、土地区画整理事業の進捗などに伴い、これまで順調に整備が進んでいます。

今後は、立地適正化計画における居住誘導区域内にある既存の公園について、市街地の活性化に資する公園として、利用者のニーズの変化に対応した再整備を計画的に推進します。さらに、同区域内において身近な公園が不足している地域については、市民や事業者等と連携した借地による公園整備や生産緑地地区、市民緑地制度の活用を検討します。

また、開発に伴い設置、提供される公園について、地域住民が利用しやすいものとなるよう、条例に基づく指導を行います。



箭弓町第一公園

*ストック効果(P77) *指定管理者(制度)(P75) *ハザード(P79) *ユニバーサルデザイン(P80)

*バリアフリー(P79)

3-3 都市公園の魅力向上

東松山ぼたん園や岩鼻運動公園に代表される大規模な公園や賑わいの創出に資する公園について、公募設置管理制度（Park-PFI）*や指定管理者によるイベント開催等、民間活力を導入した公園の利活用を積極的に推進します。

身近な公園については、地域住民に親しまれ、コミュニティの活性化に寄与するよう、自治会との協働による維持管理の推進や利用ルールの取り決めなどを実施します。

また、公園が持っている多様なストック効果の向上を目的とした公園機能の見直しと再編を進めます。



東松山ぼたん園

3-4 子供広場の充実

子供広場について、地域の身近なコミュニティの場として、『子供広場の設置に関する基準』による整備を進めます。

また、市と自治会間の維持管理協定により、地域住民の維持管理による地域住民がより一層親しみのもてる子供広場を推進し、充実を図ります。



子供広場



*公募設置管理制度（Park-PFI）（P75）

4 みどりと調和したまちづくりを推進する

ウォーキングコース沿いのみどりは、日常生活におけるレクリエーションの場として機能するとともに、身近にある自然とふれあえる場としての役割が期待されます。

今後は、沿道の景観に配慮したみどりの保全を推進します。

また、まちなかのみどりは、都市環境の維持改善や災害時の被害の拡大防止、日常生活におけるレクリエーションの場など、様々な役割を持っています。

今後は、オープンスペースの確保や公園・緑地の新設、公共施設などの緑化を進めます。

さらに、みどりの創造に関する市民協働の取り組みは、生物多様性の確保や自然とのふれあいの場の創出、都市的景観の創造の際に、大きな力を発揮します。こうしたことからも、みどりの保全整備に関する基金の活用など、市民協働を支援する仕組みづくりを行います。

また、みどりを彩る花については、花いっぱい運動の更なる推進を図ります。

基本施策

4-1 ウォーキングコース沿いの景観づくり

ウォーキングコースにおいて、歩行空間の確保に努めることで、沿道のみどりの景観づくりを推進します。

また、ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所においては、花の植栽などによる緑化や水辺の整備に努めることで、憩いの空間を創出します。



ウォーキングコース沿いの空間確保

4-2 花いっぱい運動の更なる推進

本市では、自治会を中心に「花いっぱい運動」を推進しています。自治会から選出された花いっぱい推進員が主体となり、自治会の花壇を四季折々の花で飾っています。

こうしたこれまでの取り組みに加え、地域が主体となった花の名所づくりも進んでいます。平野地区の滑川の土手におけるヒガンバナの植栽、野本地区の都幾川旧堤やその周辺への桜やあじさいの植栽など、地域ごとに特色を出した新たな花いっぱい運動が展開されています。



花いっぱい運動の推進

また、公共花壇を中心に、花の好きなボランティアの人たちによる「フラワーサポーター」制度を創設し、積極的な活動を行っています。今後も、自治会、地域、ボランティアといった多くの方々の協力により、花いっぱい運動の更なる推進を図ってまいります。

4-3 街路樹などの植樹

繁茂した街路樹について、交通安全上支障のないよう適正な維持管理を行います。

また、東松山駅前や高坂駅前の都市計画道路にハナミズキなどの街路樹を植樹したり、市有地の残地などを活用した市民協働による植樹を検討し、まちなかに潤いあるみどりを創出します。



街路樹の維持管理

4-4 民有地の緑化の推進

都市計画制度である地区計画区域において、地区計画で定められている植栽設置基準による植栽を推進することで、引き続きみどり豊かな良好な街並み景観の形成を図ります。

また、市民による緑化の取り組みを支援するため、イベントを活用した苗木の配布、及び市街化区域内にある建築物の屋上・壁面緑化や民間の保育園・幼稚園における園庭の芝生化などに対する助成について検討します。



地区計画区域（高坂丘陵地区）

4-5 生産緑地の活用

生産緑地は、防災上のオープンスペースとしての機能を持ち、まちなかの環境改善に資する貴重なみどりですが、所有者による買取申出により、徐々に減少傾向にあります。そこで、高齢化社会の進展に伴い、市街化区域内において余暇に農業に親しみたいという要望が高まることが予想されるため、生産緑地の市民農園としての活用などについて検討するとともに、生産緑地地区の追加指定について検討します。また、生産緑地地区の指定から30年を迎える地区について、特定生産緑地制度※の周知を図り、市街化区域内の貴重なみどりの保全を図ります。



生産緑地地区（あずま町）

4-6 公共施設の緑化の推進

市役所、市民活動センター、図書館及び小中学校などの公共施設において、施設内にある樹木の適正な維持管理を行うとともに、夏季のつる性植物を用いた緑のカーテン※や花の植栽などの緑化を推進し、緑地空間の創出を図ります。



つる性植物を用いた緑のカーテン
(平野市民活動センター)

※緑のカーテン（P79）、※特定生産緑地制度（P78）

4-7 市民団体などへの支援の推進

市民の森などの里山保全をはじめとするみどりの保全・再生活動をする市民団体などへの支援を推進します。

4-8 みどりを活用した環境学習の推進

子どもたちが土や生き物にふれあう機会として、小中学校などが主体的に行う学校ファームの推進に協力します。また、総合的な学習の時間を中心に、梨園経営者と連携した梨の栽培や、市民ボランティアの協力を得て市野川の生き物調査や水質調査を引き続き実施します。

4-9 緑豊かな環境まちづくり基金の活用

丘陵のみどりに代表される環境豊かなまちづくりを推進していくため、「東松山市緑豊かな環境まちづくり基金」を有効に活用します。

4-10 みどりの情報の市民への周知

本市は、都市公園をはじめ、樹林地や河川など多様なみどりが存在します。これらのみどりに対する市民の意識啓発を図り、市民協働によるみどりの保全、創出、及び活用を推進するため、ホームページなどを活用して、みどりの情報の市民への周知に努めます。



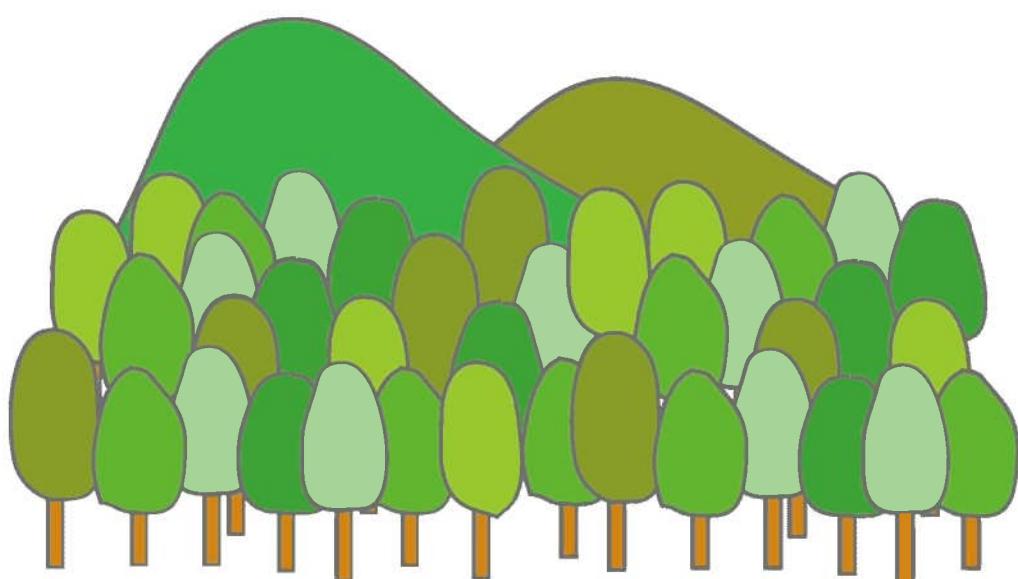
市民協働による植栽作業
(松本町一丁目緑地)





4-3 施策の実施地点

本章の最後に、施策の実施地点について掲載します。施策の実施地点を表示するにあたっては、現時点で施策の実施地点が特定できるものとできないものに分け、実施地点が特定できないものに関しては、施策の対象となるみどりの箇所を表示しました（図4-2、図4-3）。



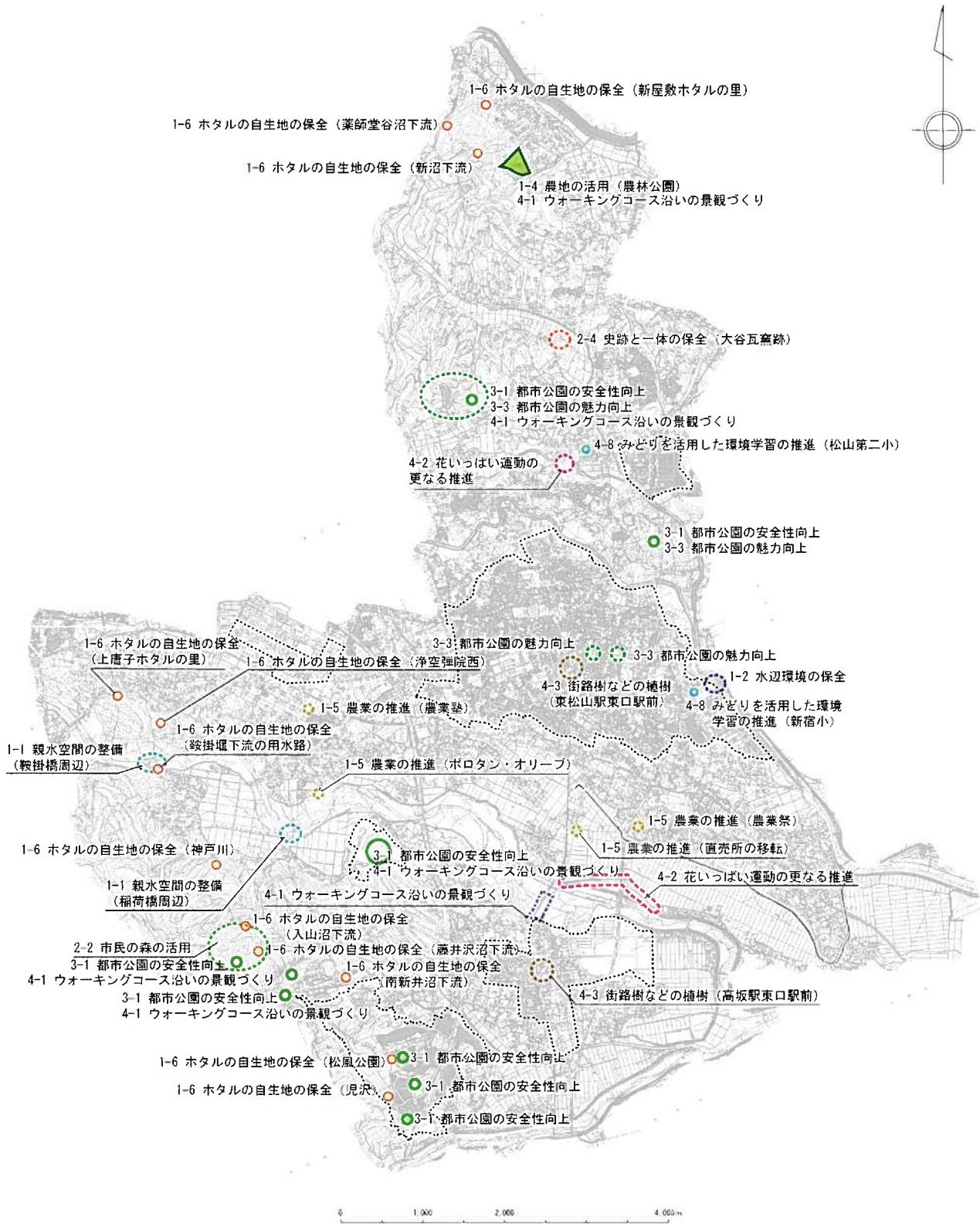


図 4-2 施策の実施地点（現時点で特定できるもの）

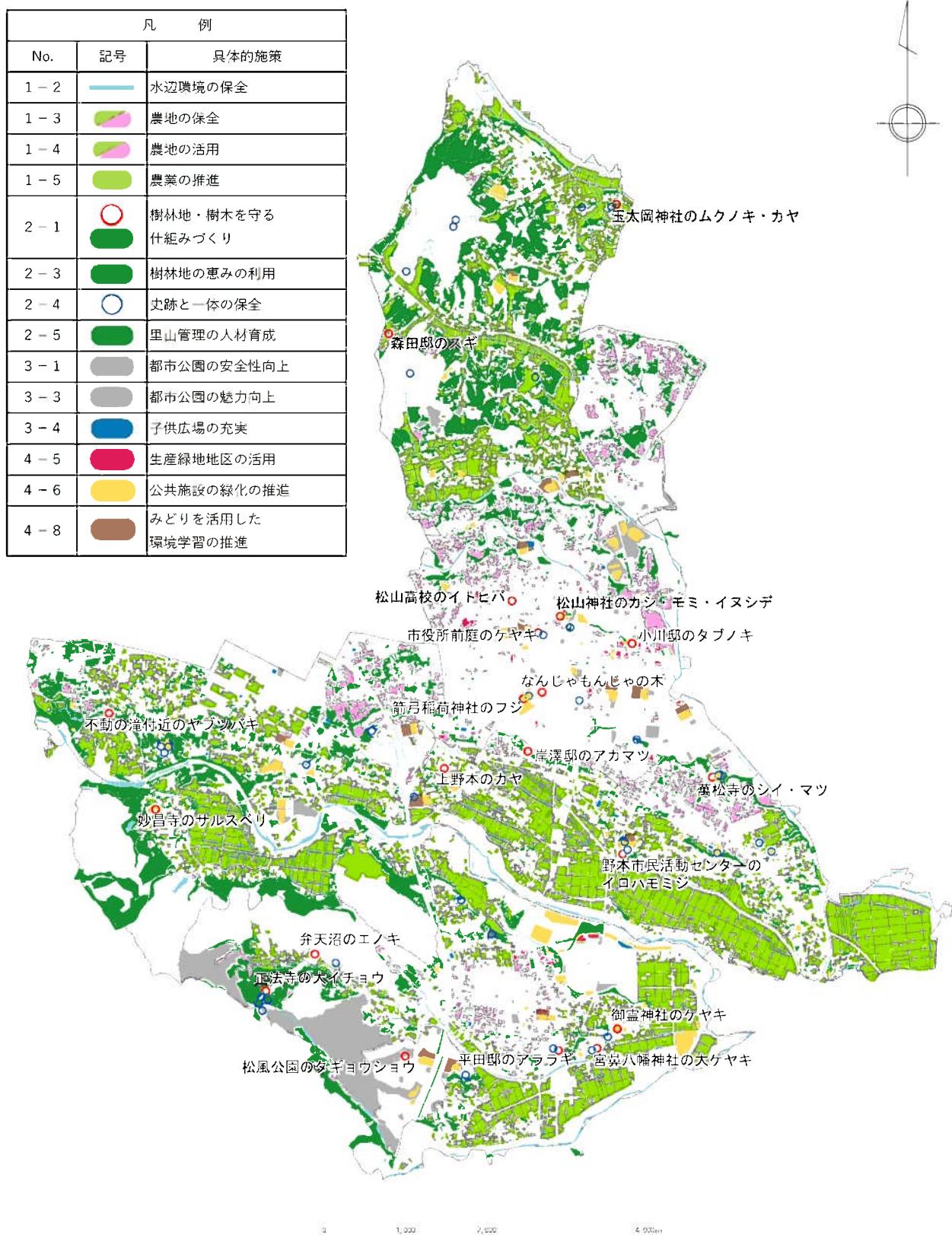


図4－3 施策の実施地点（現時点で特定できないもの）